装管調第１６７６７号
３０．１２．１７
装管調第９５５４号
４．６．１４

長官官房審議官
調達管理部調達企画課長
調達事業部長
防衛装備庁の施設等機関の長
殿

調達管理部長
（公印省略）

防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（通知）

標記について、公共調達の適正化を図るための装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用について（装管調第１６７６６号。３０．１２．１７）別紙第６項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、総合評価落札方式により調達を行う場合の手続について（装管調第２７２号。２７．１０．１。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、この通知を定めた日までに既に入札公告等を終えていた案件の事務処理については、なお旧通知の例による。

添付書類：別紙
写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、防衛大学校総務部長、防衛医科大学校事務局経理部長、防衛研究所企画部長、統合幕僚監部総務部長、陸上幕僚監部監理部長、陸上幕僚監部装備計画部長、海上幕僚監部総務部長、海上幕僚監部装備計画部長、航空幕僚監部総務部長、航空幕僚監部装備計画部長、情報本部総務部長、防衛監察本部総務課長、各地方防衛局総務部長
配布区分：調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

別紙

防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領

１　趣旨

この事務処理要領は、防衛装備庁における装備品等又は役務の調達に係る契約を総合評価落札方式を適用して行うために必要な事項を定めることを目的とする。

２　用語の意義

この事務処理要領における用語の意義は、公共調達の適正化を図るための装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用について（装管調第１６７６６号。３０．１２．１７。以下「長官通知」という。）に定めるところのほか、次の各号に定めるところによる。

⑴　物別官室長　調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官並びに調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部航空機調達官付回転翼室長をいう。

⑵　中央調達　装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（防衛庁訓令第４号。昭和４９年３月８日。）第３条第２項に規定する調達をいう。

⑶　入札公告等　入札の実施に係る公告、公示又は通知をいう。

３　総合評価落札方式の適用

⑴　契約担当官等は、長官通知第３項第１号に規定する装備品等又は役務については、価格その他の条件が国にとって最も有利なものが調達されるよう努めるものとする。この場合において、物別官室長は、長官通知第３項第１号ア又はイに掲げるものであって、次のアからカまでに掲げる要件のいずれかに該当するものの中央調達に係る契約を最低価格落札方式を適用して行うときは、あらかじめ、要求要件の一層の具体化その他この号前段の目的達成を担保するために必要な措置を講じ、書面により調達管理部調達企画課長（以下「調達企画課長」という。）の同意を得なければならない。

ア　国家安全保障又は治安関係の業務を行うこと

イ　機密性の高い情報を取り扱うこと

ウ　情報の漏洩又は改ざんにより社会的又は経済的混乱を招くおそれのある情報を取り扱うこと

エ　個人情報を極めて大量に取り扱う業務を行うこと

オ　機能停止等によって防衛省における業務遂行に著しい影響を及ぼすおそれのある基幹業務システム、ＬＡＮその他の基盤システムであること

カ　運営経費が極めて大きいこと

⑵　物別官室長は、長官通知第３項第１号に規定する装備品等又は役務の中央調達に係る契約であって、調達要求をした者が第７項の規定による評価の基準の案を添えた書面により総合評価落札方式を適用することを要望するものについて最低価格落札方式を適用して行う場合には、調達企画課長の同意を得て、当該調達要求をした者に対し、総合評価落札方式により落札者を決定する場合ともっぱら入札価格のみによって落札者を決定する場合とにおいて事業の成果に相当程度の差異を生じないと判断する合理的な理由を通知しなければならない。

４　入札公告等の時期

中央調達において総合評価落札方式により落札者を決定する場合における入札公告等は、自動車の調達に係る契約を行う場合を除き、入札期限の５０日前までに行うものとする。ただし、調達企画課長が、入札期限までの期間を短くしなければならない特段の事情があり、かつ、業態調査等の結果から当該期間短縮により競争性が損なわれるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

５　総合評価における得点配分

⑴　コンピューター製品及びコンピューター・サービス、電気通信機器及び電気通信サービス並びに医療技術製品及び医療技術サービス（情報システムに該当するものを除く。次項において「コンピューター製品等」という。）の調達において総合評価落札方式により落札者を決定する場合における総合評価の方法は、入札者の提示する専門的知識、性能、機能、技術及び創意等（以下「技術等」という。）に係る各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行うものとする。

⑵　前号に規定する場合のほか、総合評価落札方式により落札者を決定する場合における総合評価の方法は、入札価格及び技術等に対する得点を加算して行うものとする。

⑶　前号の場合における入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の比は、情報システムのうち次のアからオまでに掲げる要件のいずれかに該当しないものを調達するときは１対１、情報システムのうち次のアからオまでに掲げる要件すべてに該当するものを調達するとき、試作、仮作又は実験を必要とする装備技術に係る研究開発を調達するときその他調達企画課長が特に必要と認める場合について１対３とするほか、原則として１対２とするものとする。ただし、契約担当官等は、恣意性を排した中立的で客観的な総合評価を行うために必要と認めるときは、入札価格に対する得点配分の割合を高めることができる。

ア　システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたるもの

イ　技術的構造の異なる複数の情報システムと連携するもの

ウ　制度・業務の見直し等に伴う頻繁な機能改修を伴うもの

エ　大規模なプロジェクトで多人数の要員への高度な統制力が必要なもの

オ　連携、統合等を行う情報システムや関係組織が多く存在するもの

⑷　契約担当官等は、前２号の規定により長官通知第３項第１号ウに掲げるものを調達する場合には、技術等に係る評価項目のうち価格と同等に評価できる項目（創造性、新規性等に係らない項目をいう。）に対する得点配分を入札価格に対する得点配分と等しくするものとする。

⑸　前４号の規定は、自動車その他の財務大臣協議が整った取扱又は整ったものとされる取扱において異なる総合評価の方法が定められている装備品等又は役務を調達する場合には適用しない。

６　財務大臣への届出

前項第１号の規定によりコンピューター製品等の調達について総合評価落札方式を適用するときは、次の各号に該当する調達を行う場合を除き、入札公告等の前日から起算して３０日前までに財務大臣に届け出なければならない。

⑴　コンピューター製品又はコンピューター・サービスの調達であってその予定価格が８０万ＳＤＲを超えるもの

⑵　電気通信機器若しくは電気通信サービス又は医療技術製品若しくは医療技術サービスの調達であって次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア　改造された製品又はサービス（意見招請の公示の時点で国際市場に存在するものの、調達機関の正当な調達の要求を満たすため、その機能又は主要な物理的特徴を相当程度改造する必要があるものをいう。）でその予定価格が１０万ＳＤＲ以上の調達

イ　特別に開発された製品又はサービス（性能要求を満たす形で国際市場に存在しておらず、特に調達機関の正当な調達の要求を満たすため、開発されなければならないものをいう。）でその予定価格が１０万ＳＤＲ以上の調達

ウ　単価５００ＳＤＲ以下の製品又はサービスを大量購入する場合を除く既製品又はサービス（意見招請の公示又は入札公告若しくは入札公示の時点で国際市場に存在するものをいう。）でその予定価格が３８．５万ＳＤＲを超える調達

７　技術等に係る評価の基準

第５項第１号から第４号までの規定により総合評価を行う場合における技術等に係る評価の基準は、次のいずれにも該当するものとする。

⑴　一の評価項目に対する加算点の配分が技術等に対する得点配分全体の２０分の１以下であること（ただし、調達企画課長又は長官官房会計官（以下「会計官」という。）が定めるときは１０分の１以下とすることができる。）

⑵　評価項目間の加算点の配分の差が合理的に説明可能であること

⑶　到達度加点（比率加点を除く。）を行う一の評価項目において到達段階別に設定された隣接する得点間の差が一定であること

⑷　加算点を付与する基準が数値その他客観的に検証可能な事実を以って規定されていること

８　技術等に係る評価の要領

⑴　第５項第１号から第４号までの規定により総合評価を行う場合における技術

等に係る評価は、別に定める場合を除き、５人以上の評価員からなる会議体を以って行う方式（以下「会議体評価方式」という。）か、又は契約担当官等が５人以上の評価員の評価素点を平均して行う方式（以下「個別評価方式」という。）で実施するものとする。

⑵　会議体評価方式において、契約担当官等は、評価員に指揮監督若しくは指示統制関係又は職位、級等の格差のない者を選定し、総合評価を行う場に評価員及び会議体の庶務を行う必要最少限の者並びに契約担当官等の部下職員以外の者の同席、陪席等を認めず、その他評価員の自由な発言を制約するおそれを生じないよう必要な措置を講じなければならない。

⑶　個別評価方式において、契約担当官等は、部下職員及び調達企画課の職員を除き、何人も、評価が確定するまでの間、各評価員が行おうとし、又は行った評価を知ることがないよう必要な措置を講じなければならない。

⑷　契約担当官等は、第１号の評価員の選定について、事業の規模その他の特性と効率性等とを総合的に勘案し、必要に応じ、学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方策を講じるよう努めるものとする。

９　評価の審査

調達企画課長は、中央調達において、物別官室長が総合評価の案を作成したときは、その適格性を審査するものとする。この場合において、調達企画課長は、入札公告等の前に前２項の規定による評価の基準又は要領が適正に定められていなかったとき、評価の公正を確保するために必要な措置が実行されなかったときその他総合評価に係る手続に瑕疵があるときは、評価の適格性に疑義が残る旨を指摘しなければならない。

１０　総合評価の結果の公表

契約担当官等は、総合評価落札方式により落札者を決定したときは、総合評価の結果を遅滞なく公表するものとする。

１１　委任規定

この通知の実施に関し必要な事項は、調達企画課長又は会計官がそれぞれの所掌について定めるものとする。